地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

祉に関する法律の一部を改正する法律

(地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第一条 地方公務員 の育児休業等に関する法律 平 成三年法律第百十号) の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「の子」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百十七条の二第一項の規

定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請 求

た者 (当該請求 に係る家事審判事 件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、 当該職[員 が 現 に監

護するも 0 児童 福 祉法 (昭 和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一 項第三号の規 定に ょ り 同 法 第

六条の 匹 第 項に 規定する里親 である職員に委託されている児童 のうち、 当該 職員が 養子 縁組 に よっ 7 養

親となることを希望している者その他これらに準ずる者として条例で定める者を含む。 以下同じ。 を

加える。

(育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一 部改正

第二条 育児休業、 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (平成三年法律第七 十六

号) の一部を次のように改正する。

法第四 を に 規定する短時 及び前項」を「から前項まで」に改め、 護家族の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、)」とあるのは「、子」と」を削り、 た者」と、 て九十三日を超えない 要介護家族 おいて」に改め、 第二条中 第六十一 「行政執行法 条第一項に規定する職員 条第四 「同項」とあるのは「前項」に、 「及び第六十一条第三十一項」 の各 間勤務の官職を占める者以外の常時勤務することを要しない職員」 人の長」 |項中 ロタが 同 範囲内で指定する期間 「第二十九項」 項に規定する介護を必要とする一の とあるのは 「若しくは子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。 (同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外 「地方公務員法第六条第一 を 「行政執行法人の長が、同項に規定する職員の申出に基づき、要介 「「行政執行法人の職員 「第三十項」 を 「並びに第六十一条第三十三項及び第三十四項」に改める。 「前項本文」を (第二十九項において「指定期間」という。) 」とあるのは に改め、 継続する状態ごとに、 「前項」に改め、 項に規定する任命権者又はその委任 同 条第六項中 (国家公務員法第八十一 「 以 下」 同条第十一 とあるのは 連続する三月 を 「次項 条の五第一項に 項中「、 かつ、 「地方公務員 及び 0 合算し 第八項 第五 期 を受け 間 項

執行 \mathcal{O} 勤務することを要しない職員」とあるのは 項に 非常勤職員」と、 法 を 規定す 人 「第十項に \mathcal{O} 職員 Ź (国家公務員法第八十一 に改 お _ V め、 を削り、 て同じ。 同 条第十六 「同法第六条第一項」を「地方公務員法第六条第一項」に、 と 項 条の五第一項に規定する短時 单 第九項中 「地方公務員法第四条第一項に規定する職員 第十三 行行 政執行法 一項及び 前 法 人の」 項」 を とあ 間勤務の官 カ . ら前で るの は 項まで」 |職を占 地 方 に 8 公務員法第四 (同法第二十八条 改め、 る者以外 「以下同じ。 O常 行 条第 政 時

項中 項」 の 五 同 条第三十三項とし、 を 行行 「地方公務員法第六条第一 政 項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員」 執 行 法 i 人 の 」 同 とあ 条第三十項中 る $\overline{\mathcal{O}}$ 項」 は に、 地方公務員法第四条第 「第二十八項」 「以下同じ。)」 を 「第二十九項」 を 項に規定する」 「第十五項にお <u>ک</u> _ に改め、 に を削り、 いて同じ。 改 同項を同条第三十 め、 同 同) と、 条第三十一 法第六条第 第十四 項と 項を

32 短時 るとしたならば同項ただし書各号の 前三 間 勤務 |項の規定は、 \mathcal{O} 職 を占める職員以外の 地方公務員法第四条第一項に規定する職員 いずれにも該当しない 非常勤職 員にあっては、 ものに限る。) 第二十三条第三項ただし (同法第二十八条の五第一項に規定する について準用する。 書の)規定 この場合 を適 用 す

Ļ

同

Ξ項の次に次の一項を加える。

に 公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」 項に規定する任命権者又はその委任を受けた者」と、 おいて、 第二十九項中 「当該職員の勤務する行政執行法人の長」とあるのは「地方公務員法第六条第 前項中 「行政執行法 ٢, 職 人の長」 員 三 とあるの とある は \mathcal{O} は 同 地方 法

四条第

項に規定する職員」と、

「業務」

とあるのは

「公務」

と読み替えるものとする。

め、 三項とし、 第二十四項とし、 二十四項中 第六十一条中第二十九項を第三十項とし、 同 頭を同条第二十一 同条第二十一 「第二十六項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第二十五項とし、 同条第二十二項中 項とし、 項を同条第二十二項とし、 同条第十九項の次に次の一 「地方公務員法第四条第一項に規定する」 第二十五項から第二十八項までを一項ずつ繰り下げ、 同条第二十項中「第二十二項」を 項を加える。 を削り、 同条第二十三項を同条 「第二十三項」 同 関を同 条第二十 同条第 に改

20 八第一 この場合にお 第十六条の八第一項」 前項 項各号」と、 の規定は、 いて、 要介護家族を介護する地方公務員法第四条第一項に規定する職員について準用する。 前項中 「当該子を養育する」とあるの と、 「第十六条の八第一項」とあるのは 同 項各号」 とあるのは は 「第十六条の九第一 「当該要介護家族を介護する」と読み替えるもの 「第十六条の九第一項において準用する 項において準 用する第十六条の

とする。

第六十一条に次の一項を加える。

34 地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者は、 職場において行われる同

法第四条第一項に規定する職員に対する地方公務員の育児休業等に関する法律第二条第一項の規定によ

る育児休業、 第六項において準用する第三項の規定による休業その他の子の養育又は家族の介護に関す

る厚生労働省令で定める制度の利用に関する言動により当該職員の勤務環境が害されることのないよう

当該職員からの相談に応じ、 適切に対応するために必要な体制の整備その他 の雇用管理上必要な措置

を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法 (昭和三十七年法律第百五十二号)の一 部を次のように改正する。

第四十三条第十二項中 「当該育児休業等に係る三歳に満たない子」を「育児休業、 介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律第二条第一号又は地方公務員 (の育児休業等に関する法律第二条

第 項に規定する子 (第七十条の二及び第七十九条において「子」という。 であつて、 当該育児休業等

に係る三歳に満たないもの」に改める。

第七十条の三第二項中 「開始の日から起算して三月」を「日数を通算して六十六日」に、 「期間と」を

「ものと」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

「第十七条第四項第二号ハ」とあるのは、

「第十七条第四項第二号

ロ」と読み替えるものとする。

この場合において、

同

条第三項中

第百四十二条第二項中 「この法律」 の 下 に 「の規定」 を加え、 に おいては」 を「には」 に改 「 掲

げる規定」の下に 「中同 表」を加え、 「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、 同項の表第四十三条第十二

項の項を次のように改める。

|第四十三条第十二項 | 地方な

法律

方公務員の育児休業等に関する | 国家公務員の育児休業等に関

する法律

(平成三年法律第百十号) 第 平成三年法律第百九号) 第三条第一

項

六頁

法律第二条第一項 三条第一項	地方公務員の育児休業等に関する 国家公務員の育児	二条第一項
	「務員の育児休業等に関する法律第	

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 お 項において 前に開始された介護休業に係る介護休業手当金に る介護休業 いて 次項に定めるものを除き、 「新地共済法」という。) 「施 (以下この 行日」 という。) 条におい て 以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の三第一項に規定す 第七十条の三第二項の規定は、 前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法 「介護休業」 という。 つい ては、 に係る介護休業手当金につい なお 従前 この法律の施行の日 \mathcal{O} 例による。 (同項及び第三項に (以下この項及び次 て適用 Ļ 施 行日

2 施行 日前に介護休業を開始した者であって、 施行日において当該介護休業の 開始の 日 から起算して三月

を超えていない ものに係る新地共済法第七十条の三第二項の規定 の適用については、 同項中 「日数」 とあ

う労働者 るのは、 の福祉に関する法律の 「日数 (地 方公務員 の育児休業等に関する法律及び育児休業、 部を改正する法律 (平成二十八年法律第 介護休業等育児又は家族介護 号) の施行の 日 前 \mathcal{O} 介護 を行

休業の日数を含む。)」とする。

3 新地共済法第七十条の三第三項後段の規定は、 平成二十八年八月一日以後に開始された介護休業に係る

介護休業手当金の額の算定について適用する。

(地方公務員災害補償法の一部改正)

第四条 地方公務員災害補償法 (昭和四十二年法律第百二十一号) の一部を次のように改正する。

第二条第三項中

「においては」

を「には」に改め、

同条第四項ただし書中「各号の一」

を「各号に掲げ

るいずれ かの方法」 に改め、 同項第二号中 「前号の」 を 「前号に掲げる」に改め、 同 条第六項第二号中

に あ つては」を に は に改め、 同項第四号中 「勤務 しなか つた日」 の 下 に 「及び一 日 \mathcal{O} 勤務 時 間 \mathcal{O} 部

に つい て勤務しなかつた日」 を加え、 同条第十 項 中 「にあつては」 を「には」に、 「又は」 を 又は

」に改め、同条第十三項中「又は」を「、又は」に改める。

(地方独立行政法人法の一部改正)

第五条 地方独立行 政法人法 (平成十五 年法律第百十八号) の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項中 「条例で定める日」 を 「「条例で定める者」とあるのは 「設立団体の条例で定め

る者」と、「で条例」に、 「設立団体の条例で定める日」を「で設立団体の条例」 に改める。

(雇用保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 雇用保険法等の一 部を改正する法律 (平成二十八年法律第十七号) の一部を次のように改正する。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 児童福祉法等の一部を改正する法律 (平成二十八年法律第六十三号) の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二の見出しを「 (国家公務員の育児休業等に関する法律等の一 部改正)」に改め、 同条

第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項

理由

休業等の対象となる子の範囲を拡大するとともに、 育児又は介護を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、 介護のため一日の勤務時間の一 地方公務員について、育児 部につき勤務しないこと

ができるようにする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。